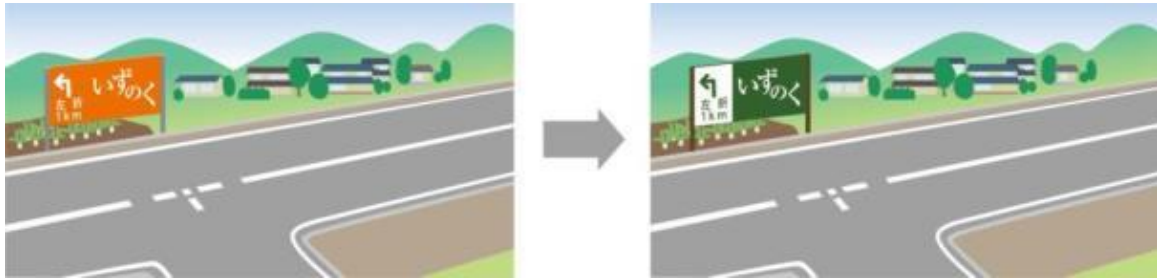


色彩について

- ・ 色彩はその周辺の景観と著しく不調和でないこと。

【解説】

伊豆の国市は、東西の山々や市街地の源氏山などを背景に、韮山反射炉や長岡の温泉街などの歴史・文化の資源が身近に多く、緑豊かで趣ある景観が形成されています。こうした地域では、高彩度色により周囲から突出させるのではなく、背景に融合する色彩を使用することとします。



地色に配慮し周辺の自然と調和した広告物

運用基準

- ・ 広告物の地、文字、商標には、高彩度色を使用しないこととします。
- ・ 目安として、使用できる色彩は、日本工業規格のマンセル表色系において、下表のとおりとします。
- ・ 野立て案内図板、広告整備地区に出す広告物については、別途定めている色彩の基準を守るようお願いします。

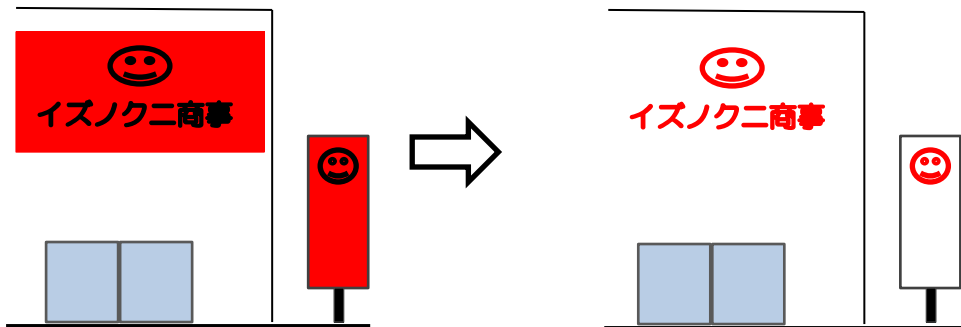
色相	明度	彩度
① OR (≠10RP) ~10Y	制限なし	11.0 以下
② OGY (≠10Y) ~10G		9.0 以下
③ OBG (≠10G) ~10B		7.0 以下
④ OPB (≠10B) ~10P		9.0 以下
⑤ ORP (≠10P) ~10RP		11.0 以下
⑥ N (無彩色)		制限なし

追加基準 広告整備地区以外の地域において、下記基準を追加します。

- ・ 自家広告物において、一定の基準を満たす場合は【運用基準】を超える色彩であってもコーポレートカラーによる「企業(店舗)名」、「企業(店舗)ロゴ」を使用できることとします。
- ・ すべての屋外広告物において、一定の基準を満たす場合は【運用基準】を超える色彩であってもコーポレートカラーを一部（ワンポイント程度）使用できることとします。

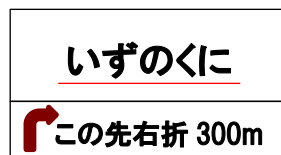
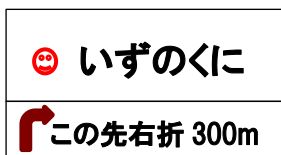
※いずれも広告整備地区内には適用されません。

例 1 自家広告物において、一定の基準を満たす場合は【運用基準】を超える色彩であってもコーポレートカラーによる「企業(店舗)名」、「企業(店舗)ロゴ」を使用できることとします。



壁面利用にあつては、地の色彩を壁面と統一する場合とする。
野立広告板等にあつては、地の色彩が単色で、白系もしくは周辺の景観に調和した色彩である場合とする。

例 2 すべての屋外広告物において、一定の基準を満たす場合は【運用基準】を超える色彩であってもコーポレートカラーを一部（ワンポイント程度）使用できることとします。
（高さ 4 m、表示面積 3 m²を超えない広告物で、地色が指定されたものに限る）



地の色彩が単色で、白系もしくは周辺の景観に調和した色彩である場合とする。

■ 広告物に使用できる色彩の例（点線枠内の範囲）

